

清代河東塩政の変遷

山本, 進
北九州市立大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/25786>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 27, pp.77-102, 1999-04-01. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

清代河東塩政の変遷

山 本 進

はじめに

従来の清代塩政史研究は兩淮塩政を中心に進められ、河東や四川などの内陸塩政はあまり注目されてこなかった。兩淮と較べて塩の生産量が少なかったことや、徽州商人のような巨大塩商がほとんど確認されないことが、塩政自体の複雑性とも相俟つて研究者の関心を減殺していた。それ故我々は、ともすれば兩淮こそが清代塩政の一般類型であるかのような錯覚を抱きがちである。確かに、国家の専売制度という点では、兩淮と河東や四川との本質的相違はない。しかし専売制を担う塩商について見れば、沿岸部と内陸部とでは様相を異にする。

兩淮塩政で独占的地位を構築し榮華を極めていたのは、揚州を拠点とした徽州商人であった。¹徽州商人の活躍により、我々は塩商に対し特権的大商人という印象を持つてしまう。しかし山西省解州産の池塩を流通対象とし、華北西部を行塩地（指定販売地）とする河東塩政について見れば、清初より塩商は、国家に寄生して独占利潤の余禄に与る収奪者というよりは、国家によって塩課を攤派（強制的割り当て）される被収奪者に近かった。本論で詳述するように、商人や富民が塩商に充当するのは、あたかも糧戸が差徭²に充当するかの如き重負担であつた。それ故徽州商人が兩淮塩政に深く関わり、塩専売を利殖の手段としていたのに対し、山西商人は河東塩政に積極的に関与していない。彼らの塩業経営は、むしろ揚州で確認されている。³

そもそも塩課は塩の消費者である人民に遍く賦課される間接税である。しかし河東では、結論を先取りすれば、塩政改革の過程で簽商制（富戸に対する塩商への充当強制）や課帰地丁（塩課の地丁への割り付け）など、富民や糧戸に負担を肩代

わりさせる政策が実施されており、専売制を名目としながら実際には差徭や津貼と同様に運用されていた。兩淮でも嘉慶以降の塩政疲弊により、塩商が廃業を申請して塩務官僚を恫喝する現象が見られるが、経済的後進地の河東では塩商に進んで充当する者はおらず、塩政が専売利潤を確保するシステムとして機能したことはなかった。塩務官僚にとっても商人にとっても、河東の塩専売は全く旨味のない事業であった。

一九世紀以降従来の綱法は全国的に崩壊し、各省で塩政改革が実施される。兩淮では兩江總督陶澍により、道光二年（一八三二）から票法が導入された。一方、地理的に省外との隔絶性が高く比較的独自の対応を採りやすい四川では、一八世紀末頃から交通不便な州県を中心に塩課帰丁が試行されていたが、光緒初頭には四川總督丁宝楨により、帰丁の拡大と官運商銷（国家が行塩地まで塩を輸送し現地で小売商に販売させる方法）が実施された。それでは、同じ内陸地方にありながら四川より更に周縁地域に位置する河東では、塩政の崩壊と塩政改革はどのような経緯をたどるのであるうか。

本稿の課題は、従来ほとんど解明されてこなかった清代河東塩政に着目し、各時代の塩政改革を具体的に検証する作業を通して華北西部の地域的特性・塩政改革の困難性を浮き彫りにすることである。

一 河東塩政の崩壊と富戸充商

前近代中国において塩の専売税は財政上相当大的比重を保持していた。佐伯富は政書の記述から明清時代塩利が国家歳入の半ばに達していたと言う。一方岩井茂樹は、宋代以降塩税収入が安定的財源として着実に成長したことを強調しているものの、賦税全体に占める塩課の推計値は、明代では関税と併せても六〇七%台にとどまり、清代乾隆期でも一割程度だったようである。両者の主張には大きな隔たりがあるが、これは恐らく塩商に対する捐輸の強制や塩規の需索などの正額外徴収を含むか否かに因るものと思われる。

専売税を徴収する手段として清朝が採ったのは明代以来の綱法であった。綱法とは商運商銷、すなわち特許を有する塩商が行塩地への輸送と現地での販売を独占し、塩引（販売許可証）の頒給と引き替えに塩商より塩課を徴収する方法である。清代河東塩政も綱法から出発した。

河東塩の行塩地は山西・陝西・河南三省にまたがっていた。光緒会典によれば、山西省屬太原府・平定州・忻州・代州・保德州・寧武府・汾州府・遼州・沁州・平陽府・蒲州府・解州・絳州・吉州・隰州・潞安府・沢州府、陝西省屬西安府・鳳翔府・邠州・乾州・商州・同州府・興安府、河南省屬陝州・南陽府・汝州・許州（襄城縣のみ）が行塩地とされており、概ね山西省中南部・陝西省中部・河南省西部がこれに該当する。但し康熙五三年（一七一四）には、西端の陝西省鳳翔府を甘肅省寧夏府花馬池産塩の行塩地に移し、地元で食塩を産する山西省太原府・汾州府・遼州・沁州などで土塩の流通を認めた。⁽¹⁰⁾ また雍正八年（一七三〇）には、陝西省邠州直隸州長武縣での花馬池塩消費を公認し、鳳翔府と同様に行塩地を轉換した。⁽¹¹⁾ これ以後引岸（行塩地）の変更は見られない。

山西省で河東引岸に属しながら土塩の消費が許されたのは、正確には太原府・汾州府・寧武府・遼州・沁州・平定州・保德州・忻州・代州の三府六直隸州であった。道光『繁峙縣志』によると、これらの地域では形式的に河東塩引を引き受けるが、実際には解州池塩を購入せず、塩課は「塩税」という形で徴収されていた。⁽¹²⁾ 多くの地方志の記述によれば、塩税は地丁に攤派して徴収され、土塩は民運民銷（一般人民による域内での自由な売買）に委ねられていたようであり、⁽¹³⁾ 後年の課帰地丁を先取りする政策であったと言えよう。

もちろん国家は、当初土塩も専売により統制しようとした。しかし土塩を扱う土商は育たなかった。平定直隸州孟県では雍正二年に塩課の帰丁と食塩の自由流通が認められ、⁽¹⁴⁾ 同州寿陽縣でも雍正四年土商充当者がいなくなったため、署知県趙尚友の詳請により民運民銷が実現した。⁽¹⁵⁾ 汾州府汾陽縣では雍正八年、同県の塩商や巡丁（塩商が雇募した私塩取締り人）が大いに民害となっていたことから、知府張学林が廢商を請願し、続いて同知権知府馮雲燦が塩課の按糧攤派を請願した結果、翌九年知府崔応階・知県林中柎により遂に課帰地丁が実施された。⁽¹⁶⁾

しかし課帰地丁は簡単に実現したのではなく、各地で紆余曲折の跡が見られる。例えば遼州直隸州遼州では、康熙四五・四六年（一七〇六・〇七）塩商充当者がいなくなったため、知州沈光榮が塩税を賠償した。その後遼州は招商に復帰したが、塩流通の不正は絶えず、康熙五一年着任した知州王綬により塩税の按糧攤派が実施された。だが糧戸に負担が集中することを理由に、二年後には人口に応じた割り当てに移行し、それが諸弊を叢生させたので、雍正期には招商に戻されている。⁽¹⁷⁾ また州属和順縣でも、清初は民銷と商銷を繰り返し、康熙四八年に一旦民運民銷に落ち着いたものの、雍正から乾隆初には

土商への充当や告退を巡る紛争が相次いで生起し、最終的には乾隆二十一年（一七五六）代州等処の例に倣って課歸地丁される¹⁸。

一方戸部は、乾隆一二年（一七四七）土塩を消費し塩引を塩商に頒給していない山西中部三府六直隸州の内、寧武府を除く八地域に対して塩引四万道の加増を画策した。この時太原府榆次県では、知県徐玉田が加引の免除に奔走し、成功している¹⁹。また乾隆二八年には、山西布政使文綬が「代州（代州直隸州）・交城（太原府）・寿陽（平定直隸州）三州県の塩課は、商販がないため既に地丁に攤入しているが、分水・太谷（以上太原府）・汾陽・平遙・介休・孝義・石樓・永寧・寧郷（以上汾州府）・孟県（平定直隸州）・保徳・河曲（以上保徳州）一二州県では、既に塩課を歸丁しているながら実際には合併徴収せず、里老や甲頭に請け負わせているので、額外の浮収が絶えず、貧窮の小民は苦しんでいる。そこで如上の州県は代州・交城・寿陽の例に倣い、塩税を地丁と併せて徴収せよ」と檄飭している²⁰。更に沁州直隸州武郷県では、乾隆三九年に十里の催頭を「土商」に公挙し、一年で交替させていた²¹。土塩流通を許可した後も中央は塩引の追加発行を試み、州県の多くも課歸地丁を謳いながら塩税徴収を里役に請け負わせたり、果ては彼らを直接「塩商」に充当させたりしていた。このような恣意的科派形態は差徭と類似している。

山西中部九府州を除くと河東行塩地は随分狭くなるが、ここでは一応塩商が塩引を受領し、官塩を売り捌いて塩課を納めていた。しかしこの地域でも、塩商を安定的に確保することは至難の業であった。『清塩法志』によれば、河東塩政は順治四年（一六四七）御史朱鼎延の招商分引に始まり、順治一〇年御史劉秉政・塩運使陳詰が極力招商して一一〇名を確保したことで概ね確立した。しかし当初より河東は商小力微で資金力に乏しく、一商名を数人で朋充する場合もあり、地方の坐商が塩商に充当しなかったため、勢い小販に頼って塩流通を囿らねばならなかった。また乾隆二〇・二二年には塩池の水災により塩商を辞める者が続出し、新規応募者もいなかった²²。河東では塩商に充当する利点はほとんどなかったと言えよう。このような状況の下では、塩引の引き受けは権利でなく義務となり易い。乾隆二五年（一七六〇）塩政薩哈岱は山西省太原府・汾州府・平陽府などで富戸を推挙させ塩商に充当させた²³。これを契機として塩政は差徭の色彩を帯び始める。

富戸充商は塩流通の経験や当人の意志を問わない強制措置であり、積極的応募者が見込めないため、充当年限は設定されなかった。忌避者の続出により塩政が崩壊することを恐れたためである。それ故一旦充当された者は長年の塩引消化に追わ

れて疲弊し、塩課の虧欠が危惧されるようになった。そこで乾隆四一年（一七七六）巡撫巴延三の提言により五年交替制が実施された。これは現充の塩商に殷実なる富戸を推挙させ、各府州県の身元審査を経て新商に任命し、五年の任期内に塩課の滞納がなければ、交替を許すというものである。²⁴ この制度は別に簽商（僉商）とも言い、有期限の塩商を短商、無期限の塩商を長商と称することもある。

巴延三の簽商法は、塩商が特許商人ではなく、一種の差徭に応役する者であることを事実上認めるものであり、一時的に塩課を確保できても、富戸の忌避は更に深刻化するはずである。早くも六年後の乾隆四七年に簽商制は行き詰まり、山西巡撫農起は現商の内殷実な者のみを長商として残し、疲弊した者を解散させた。²⁵ 彼は課帰地丁を導入して塩商を全廃し、塩の自由流通を許すべしという意見に対して「今若し盡く商人を去らせ、民の販運を聴さば、竊かに恐る、今日の私梟、他時の官販なるを」と述べ、従来の私塩商人の活動を公認した場合の治安上の問題からこの策を批判し、塩の販売価格を上げることで塩商の利益を確保しようと図った。²⁶

以上のように、華北西部では塩専売への従事で利益を確保することは非常に困難であり、塩商に積極的に応募する者はいなかった。塩引を交付しながら土塩の流通を認めていた山西中部九府州では課帰地丁が実施されたが、里役に塩税徴収を請け負わせたり、無理やり塩商に充当させたりしていた。河東行塩地でも綱法は円滑に機能せず、乾隆二五年には富戸充商制が導入され、乾隆四一年には簽商（短商）制が実施されたが、乾隆四七年には長商制に戻された。これらの方法は何れも資産家を塩商に充てて塩引を引き受けさせ、塩課の確保を図ることを目的としており、最終消費者から広く薄く徴税するという専売制本来の趣旨から大きく逸脱している。河東で行われていた塩政は、実際には差徭と変わらない性格のものであった。それ故差徭と同様従事者を定期的に交替させる簽商制を、綱法の様態を残す長商制に戻したところで、塩政の抜本的改革にはならない。農起の長商制復活からわずか六年後、富戸充商制は廃止されるのである。

二 課帰地丁の実施とその経緯

農起による長商制復活により河東塩政の行き詰まりは若干緩和されたが、長商も元々富戸が充当したものであるから、彼

らが早晚疲弊することは目に見えていた。塩政を再建するためには、長商か短商かという弥縫策ではなく大胆な改革を行うことが必要であった。そこで登場したのが農起によつて一旦退けられた課帰地丁政策である。

課帰地丁は乾隆五六年（一七九一）山西巡撫馮光熊・山西布政使蔣兆奎によつて提起され、翌年より実施された。その経緯については『清史稿』・光緒『大清會典事例』・『清塩法志』・『增修河東塩法備覧』・光緒『山西通志』など各種の政書や地方志に詳細な記録があるが、本稿では改革の当事者である蔣兆奎の編纂した『課帰地丁全案』を手がかりに検討を進めたい。

乾隆五六年四月丁卯付けで山西巡撫から两江総督に昇任した書麟は、北京で乾隆帝に謁見し山西の現状について報告した時、農起による簽商停止と長商復活以来九年が経過したが、商力疲弊し充当困難なる者が既に三〇余家に達していることを述べた²⁷。奏文では具体的提案は見えないが、彼は乾隆帝に塩価の引き上げと簽商制の復活を献策したらしい。これに対し新任巡撫馮光熊は、塩価増加により蒙古私塩はますます蔓延するし、簽商復活により富戸はますます疲弊すると共に反対し、課帰地丁こそが恤商便民の法であると訴えた。乾隆帝も「此語或一辦法」との殊批を加えて課帰地丁に賛同し、現地で実施することを許した²⁸。但し彼が山西の事情に明るくないことを慮つた帝は、かつて河東塩運使の任にあり、先年上京の折課帰地丁の有効性を説いていた蔣兆奎を甘肅布政使から山西布政使に移し、馮光熊の改革を補佐させた²⁹。一方帰丁反対派からは前山西布政使鄭源璿が、殷実富戸を募つて補充すべしと上奏したが、乾隆帝から「從來塩規を收受していた地方官は課帰地丁の実施を聞いて必ず異議を申し立てると思つていたが、果たしてこの者が反論してきた。鄭布政使が在職中の八年間に山西の地方官は僉商に關わつて余潤に均沾したのであろう。これまでの事は不問に付すが、現在汝は河南布政使の任に在り、今後もし馮光熊の課帰地丁を妨害したりすれば、容赦はせぬぞ」と罵られた³⁰。今や農起の時代とは風向きが逆転し、課帰地丁に期待が集まつていた。山西省太原府・汾州府・隰州直隸州などでは從來土塩を食し、塩課は久しく帰丁していた事実も、蔣兆奎らにとつて追い風となつた³¹。

着任早々馮光熊と蔣兆奎は課帰地丁政策を具体的に検討し、從來課帰地丁が実施できなかった理由は、法を妄りに変えることに対する抵抗感の外、帰丁が加賦につながるという不安や僻地で塩不足が起こるという危惧であると判断し、これらに反論している。まず加賦説に対して、地丁が銀一兩で五人家族の家を例にとると、帰丁による塩価の下落により年間錢一五

○文が節約される一方、塩課の攤派は銀九分余程度に過ぎず、家計にとつては課帰地丁の方が有利であると言う。次に塩流通阻滯説に対して。専売の廃止により、塩課や雑費の賦課、兵役による検査や関所での阻害がなくなり、流通はむしろ活性化するという。また攤派の方法については、省単位に塩課総額を地丁総額で除した値を割り振ると、塩課に対して地丁が多い陝西・山西と少ない河南との間に負担率の格差が生じるので、三省一律に毎両銀九分余を攤派せよと提案する。更に塩池に対する課税については、課帰地丁を実施する以上新たに池税を設けることは不合理であるとして、塩生産者の自由な交易を許すべしと語る。これらの提案は乾隆五六年八月二三日に上奏され、乾隆帝は大学士・九卿に上諭を下してこれを審議させた。³²

大学士らも馮光熊・蔣兆奎の課帰地丁政策に賛同したが、ただ三省一律に攤派すると山陝両省が不利になるので、河南の料率を増やすべしと答申した。³³これに対し河南巡撫穆和蘭は、河南では正賦の外毎年河工の幫価が課せられ、搶險(危険箇所)の応急修理)の年には工費が別途按糧攤派されるので、塩課は地丁一両につき銀一錢三分にとどめて欲しいと上奏した。³⁴山西・陝西もこれを認め、最終的に河南が銀一錢三分、山陝が銀九分九釐を科派することで決着した。³⁵そこで馮光熊は乾隆五七年からの課帰地丁の実施を人民に告示し、併せて土塩・蒙古塩の自由な流通を保障するとともに、書吏・衙役・土棍の流通妨害や河東塩の長蘆・兩淮行塩地への持ち出しを嚴禁した。³⁶彼はまた課帰地丁善後章程二三条を策定して河南巡撫穆和蘭・陝西巡撫秦承恩とともに上奏し、乾隆帝の裁可を経て実行に移した。³⁷こうして五七年から三省一七二斤州県の額引四二万道が頒給を停止され、³⁸翌五八年には花馬池塩行塩地である陝西省漢中府・延安府などでも、河東に倣い課帰地丁が実施された。³⁹

課帰地丁は専売税制を放棄し土地税に一本化する政策であるが、既に塩政が崩壊し、殷実富戸をあたかも差徭の如く塩商に強制充当させていた情況の下では最も合理的な選択肢であったものと思われる。ところがこの方法は僅か一五年で廃止され、商運へ戻される。『清塩法志』はこの事情を「嘉慶十一年奏准す。河東塩務は、已に地丁に改帰して徵課すれど、現在踏塩隣界に侵灌したれば、仍応に商運に改還すべし」と語り、註として計三本の文章を掲載する。まず嘉慶十一年(一八〇六)三月の山西巡撫同興の上奏を見よう。

同興が三月四日沢州府にて拝受した嘉慶帝の上諭には「倭什布の上奏によると、河東塩課を地丁に攤入し塩の自由流通を

許して以来、蒙古塩が長城以南に浸透し、そのため池塩は河東で売れなくなり、勢い河南や湖北など兩淮行塩地に漏れ出している、とある。今英和と初彭齡を甘肅に派遣して調査させるので、途中の山西で彼らと合流し、商運復活について商議せよ」という内容が記されていた。これに対し彼は、蒙古塩の流入と池塩の流出を認め、布按兩司・河東道と協議した結果、やはり商運への復帰が妥当であると回答した。⁴¹⁾

続いて同興と会議した内閣学士英和・初彭齡が嘉慶帝に宛てた奏文を見ると、「水運を禁止しなければ蒙古塩の制限は不可能であり、官商を設置しなければ私販の撲滅は不可能であります。引界を画定することにより私塩の漏出は防止できます。ただ簽商は不公平であり、招商も人選に慎重を期さねばなりません」とあり、彼らは充商させるものを厳選するという条件付きで課帛地丁の廃止に賛同した。これに対し嘉慶帝は「簽商の議は弊害を生み易く、招商の方が良策である」と答え、同興らに章程の改定を命じた。⁴²⁾

第三文はこれに答えた同興の上奏と嘉慶帝の上諭である。同興は思慮の浅い小民が疑惑を抱き積極的に応募しないことを懸念し、対策としてまず乾隆五七年時の旧商の中から殷実なる者を互いに保挙して塩商に復充させ、没落して保挙されなかった者は乏商とし、既に復充した旧商が新商を保挙して乏商と交替させ、もし推挙された者が不実であれば保証した商人を糾問すべしと提案した。⁴³⁾ 嘉慶帝は英和・初彭齡の上奏と同興の上奏は表裏一体であると述べ、同興の招商策に賛意を表したが、但し旧商に拠って招商するといつても、民間交易とは異なり任命や報告の業務に自ずと官吏が関与するから、書吏による不正が起きないように十分注意せよと訓示した。更に蒙古池塩も河東池塩と併せて招商に移行させ、山西・陝西の適当な場所塩政一名・属僚数名を配置して塩務を監督させた。⁴⁴⁾ 翌一二年山西巡撫成寧の上奏によると、旧商五八名を塩商に復帰させるとともに、新たに一三名を招商し、正月一日より綱法を復活させた⁴⁵⁾とある。彼はまた前年一月に蒙古吉蘭泰池塩に対して、行塩地を画定し商運を始めている。⁴⁶⁾

ところで、たとえ塩商を復活させても、彼らが塩の取引で利潤を得られなければ、長商制は再度破綻するであろう。かつて塩商が破産した大きな原因は、塩価の低位固定制であった。そこで嘉慶一四年、戸部侍郎に遷っていた英和は、山西巡撫・陝甘總督と共同で上奏し、乾隆一〇年以前の例に倣い、塩商に生産量の多寡や生産費の軽重を勘案して自由に売価を設定させ、一年後に再度価格を公定するよう進言した。この提案は裁可され、翌一五年より乾隆五五年時点の原価に毎斤銀五釐

二毫が増加された。⁴⁷⁾ こうして長商制の復活・蒙古塩の商運化・塩価の増額を支えとして、河東塩政は綱法に復帰したのである。

しかし英和や同興らの招商策はほとんど成果を収めなかった。『清塩法志』は招商の結果について「復商以後、課額愈いよ重く、辦運愈いよ難し。向に潞塩を以て淮岸に侵銷せし者、今は則ち淮北の票塩、河東に倒灌せり。而して商力も亦愈いよ困しむ⁴⁸⁾」と語っており、塩商保護のため塩価を割高に設定したのが裏目に出て、今度は淮北塩が河東へ逆流し、これが法定の塩を圧迫して、塩商を再び窮乏に追い込んだのである。嘉慶二四年（一八一九）山西巡撫成格は「錢によつて塩斤を売り銀によつて塩課を納める塩商は、近年の銀貴錢賤の影響で費用が以前の二倍になり、塩一斤の売買で數釐の赤字を出したので、旧商は次々と疲乏を理由に廃業し、新商も尻込みして塩を商おうとしない」と塩政の窮状を報告し、挽回策として、山西・陝西については塩引一張当たりの官塩配給量を暫く一〇斤増やして（事実上の値下げ）塩商を潤し、河南については商銷から民銷へ切り替えることを願ひ出た。戸部もこの案に同調したので、成格は改めて河南での口岸（民販への塩の売り出し地）を陝州東郊の会興鎮と定め、卸売り価格を引き下げ、告示を出して民販を招募することを提案し、実行に移された。⁴⁹⁾ 安価な淮北私塩に対抗するため、官塩の売り渡し価格を低減し、特に河南では商運民銷によつて行塩地内での民販の自由な塩販売を部分的に復活させるといふのが、成格の目論見であった。しかしそれでも、塩政崩壊の趨勢を変えることはできなかった。

道光帝が即位すると、嘉慶帝により廃止された課帰地丁への復帰を願う声が出てきた。道光元年（一八二一）八月御史梁中靖は河東塩政を乾隆五七年の旧制に復して帰丁すべしと上奏した。道光帝も「山西の塩務は三〇年来しはしばは変更されているが、結局商運と民運の何れが良策なのか」と問い、山西巡撫成格・山西布政使葉世倬に調査を命じた。⁵⁰⁾ これを受けて彼らは歴代の河東塩務や今後の対策について報告したが、商運と民運の比較については優劣を論じるのを慎重に避け、課帰地丁の得失を述べて聖断を請うたようである。九月の上諭で道光帝は「課帰地丁政策は、山西にとつては甚だ便利であるが、近接する両淮・長蘆にとつては私塩浸透の弊害をもたらす故、軽々しく塩法を変更するべきではない」との判断を下した。⁵¹⁾ 恐らく成格らは課帰地丁が非現実的であると考え、道光帝を慎重論に誘導したのであろう。乾隆五七年の課帰地丁政策が清朝塩政の中核である両淮・長蘆行塩地に与えた損害を考慮すると、帰丁の再実施は到底不可能であった。

河南省では嘉慶二四年より官運民銷に変更されていたが、民販への売り渡し地が陝州直隸州会興鎮に限定されていたので、行塩地までの輸送費用がかさみ、これが塩価を押し上げていた。そこで河南巡撫楊國楨は卸売価格を毎斤制錢二文引き上げ、これを条件に、河南府・南陽府・汝州直隸州にも分廠（出売地）を設け、民販の負担を軽減したいと建議し、戸部の支持を得て裁可された。⁵² 解池と会興鎮とは黄河で隔てられているとは言え、直線距離にして三〇キロ程度であり、塩商の輸送費用は少なくすむ。しかし河南・南陽・汝州まで運ぶとなると、費用は数倍になるだろう。そこで塩商らは山西巡撫徐忻に泣訴して、「これまで我々塩商は塩課や河工經費を工面し、決して怠ることはありませんでした。今遠距離に分廠設置されると経営が立ち行かなくなり、塩商から手を引かざるを得ません」と主張した。⁵³ 徐忻は塩商の意向を受けて分廠設置に反対し、道光帝も四月二三日の上諭でこれを認めている。疲弊した塩商を保護するためには、塩価の高擡はやむを得ないというのが当時の塩務官僚の本音であった。

しかし官塩の高価格政策は私塩の浸透を容易にする。折悪く道光一年に両江総督陶澍が兩淮で票法を実施し、塩政衙門の陋規需索・規礼饋送体系を努めて革除することにより、塩価を低減させるとともに、塩課納付と引き替えに民販に票を与え行運を許すことで、塩商の世襲的独占権を奪った。彼の塩政改革は成功し、淮北では再び官塩が流通するようになったが、廉価な票塩は隣接行塩地にも流出した。河東塩は課帰地丁時代には淮岸を侵していたが、票法開始以後は淮北塩が侵入し、塩商の窮乏に拍車をかけた。⁵⁴

道光二四年（一八四四）長商制の維持はいよいよ困難となり、山西巡撫梁粵涵は三年間の試行という条件付きで告退する商人に殷戸を推挙させることにした。彼の奏文には「道光一年に塩池が被災し、銀貴錢賤とも相俟って塩商が疲弊した。彼らの廃業を許さない訳にはいかなが、跡を継ぐ者はおらず、勢い殷戸を挙報して充当させるので、忌避が絶えない。そこで河東道に各商の実態を調査させ、乏商は告退させて新商を保挙し、三年後認充を願う者は正商とし、力のない者は別人と交替させよ」とあり、⁵⁵ 殷戸を三年間塩商に充当させ交替を認めるのであるから、これは三年期限の短商に他ならない。彼は長商への認充も許すと言っているが、自ら塩商になりたいと願う者はいない。こうして河東塩政は再度簽商制に移行したのである。

以上のように乾隆末から道光末にかけての河東塩政は、簽商制↓課帰地丁↓長商制↓簽商制へと目まぐるしく推移した。

但しこの循環から脱落した地域もある。山西省土塩流通地域は、英和らにより一括して商運に戻されたはずだが、例えば太原府属祁県では、嘉慶年間に塩税を地丁と塩池の両方から半分ずつ納付させており、道光二六年に塩税を巡り糧戸と土塩生産者との間で訴訟が起こったので、知府は従来通り帰丁・帰池各々半数を負担するよう命じている。⁵⁶⁾ 少なくとも祁県では課帰地丁が継続し、知府もこれを黙認していたのである。また康熙五三年に花馬池行塩地に移された陝西省鳳翔府でも、英和らにより招商が実施されたが、扶風県では齟齬が生じて廃止され民運民銷に戻されたようである。⁵⁷⁾ 同府属汧陽県でも、道光期に塩課は糧一石について制錢三〇文であった。⁵⁸⁾ 同じく漢中府では、嘉慶一二年商運に復帰するものの、嘉慶一四年洋界紳士岳震川の請願を受けた知府嚴如燧が巡撫成寧に詳請して再び帰丁に戻され、以後正糧一両につき塩課銀四分三釐八毫を攤派している。⁵⁹⁾

土塩や花馬池塩流通地域だけではない。解塩を食する興安府でも、嘉慶一五年知府葉世倬が鳳翔府の例に倣い課帰地丁を請願し、翌年より実施された。⁶⁰⁾ このように鳳翔府・漢中府・興安府など商業が未発達で塩商への充当者を採るのが更に困難な辺境地域では、英和らの招商復活策に反して早々と課帰地丁に転換していた。塩務官僚もこれを黙認せざるを得なかつたのだろう。乾隆期から嘉道期にかけての河東塩政は、辺境の脱落を放置しながら、長商制と短商制の間を往来した。これが止揚されるのは、次の咸豊期である。

三 商運から官運へ

道光二四年山西巡撫梁萼涵が三年交替の実質的短商制を実施したことにより、河東塩政はいよいよ混乱の様相を深めた。道光二九年五月山西巡撫に就任した兆那蘇図は、翌三〇年に「三年短商制試行以降、六年間で早くも塩商八〇余戸が交替した。何故なら富戸は塩務に通曉しておらず、塩商に充当されても商夥（番頭）に経営を一任せざるを得ないし、本来の塩商も三年では時間が足らないので、経営努力を怠るからである。そもそも富戸の限られた資金を使って塩商の莫大な欠損を補填するというのは、政治の正しい在り方ではない。現在の情勢から考えると、まず第一に長商制への復帰を図るべきである」と上奏し、長商復帰を初めとする塩法救済のための章程十条を献策した。⁶¹⁾ しかし彼の提案は直ちには実行に移されなかった。

河東塩政を再建するため咸豐元年（一八五一）一月六日の上諭によつて江蘇布政使聯英とともに山西に差遣された王慶雲は、翌二年正月に太原で巡撫兆那蘇図と会見し、運城・蒲灘を視察して、短商制の弊害を確認した。⁽⁶²⁾そこで彼は、塩価の公定によつて塩の買付け資金を軽減し、票法の実施によつて浮費の需索を革除し、口岸の画定によつて輸送費用を下げるとともに、特許商人である塩商を存続させながら一般の商販に票塩の販売を解放し、塩課を納めさせた後で官塩を給付するという留商改票法の実施を提案した。具体的には簽商制を廃止して長商を復活させ、塩商に塩課を納めさせて塩票を發給し、これを民販に売らせるという案である。⁽⁶³⁾王慶雲は兆那蘇図の長商復活論を更に發展させ、納税者である長商と販売者である民販とを併用することで塩政の再建を図つたのである。この票法導入案は、恐らく道光年間の陶澍らによる兩淮塩政改革に倣つたのであろう。

留商改票法は早速実施されたが、早くも翌三年五月には山西巡撫哈芬から反対意見が出された。哈芬はまず河東塩法道張錫蕃の「新章施行以降も塩課はほとんど集まつていない。口岸には塩斤がだぶつているので、塩商は票を受領しながら先塩後課への復帰と短商制の継続を請願している」との上奏を引用し、新章自体は至計であるが現実には塩課の減少と塩商の窮乏化が進行していると批判する。次に彼は運城に赴いて実状を調査し、塩商らは先課後塩だと塩の販売収益で塩課を納められず、自転車操業が立ち行かなくなり、更に彼らは皆が殷実でないのに、交替を許さず留任承辦を強制するのは無益だと主張し、留商改票法に反対する。そして彼は「新章に拘泥するのは得策ではなく、商力困窮の時勢を鑑みて変通辦理せよ。納税方法は先塩後課に戻すべし。赤貧無力な乏商については、親族・親友で殷実なる者を招覧して業務を代辦させるか、塩商に共同で分辦させるべし。乏商以外は皆長商とするが、将来更に没落者が出たら商人間での互選交替を許すべし」と結論付けた。

これに対して王慶雲は「永遠禁革僉商の一節は留商改票法の中の第一緊要關鍵である」として、簽商を容認する哈芬の妥協案に反論する。彼の見解に拠れば、簽商制が都合な理由は、第一に名目は商人による自発的招覧であるが、実際には官吏による強制的挙充となる、第二に乏商を無理やり留任させるのは無益だと言うが、新章では長商が歇業すれば塩商全体で負担させるので問題ない、第三に綱商（長商）は消長無常で継続困難と言うのは、乏商以外を長商とする案と矛盾している、

第四に塩政は利益より弊害の方が多から、山西の富戸を盡く充商させても官吏の私囊を肥やすだけであり、ましてやこれまで捐輸に協力してきた者たちを機械的に挙商するのは、善意ある者を罪に落とすようなものであるから、富民は塩務を恐れるだけでなく勸捐にも応じなくなるだろう、という四点である。この中には上げ足取りや予断を交えた批判も含まれているが、彼の主張の眼目は「長商に歇業者が出れば、塩課を運商に帰併するか坐商に頂充させるかし、どちらも人が無ければ各省運商の名義に塩課を均分配当すべきであり、簽商制につながる乏商の招覓や塩商の保挙は断じて認めてはならない」ということであつた。⁶⁴ 両者の議論から、哈芬が塩商窮乏の実態を踏まえて留商改票法の非現実性を訴えたのに対し、王慶雲は塩課の確保を最優先させていることが読みとれるだろう。

ところが哈芬は七月二八日「変法以来塩課は虧欠し、山西の官紳士庶は皆新法実施が不可能だと言う」として、戸部の批駁に逐条反論した。これに対し王慶雲は、①新章実施以来塩課の虧欠が進んだと言うが、哈芬の別片を精査したところ虧欠は河南省の私塩防堵により塩斤がだぶついたからであり、山西の簽商とは無関係である、②哈芬は自信満々だが、不換乏商を批判するだけで、督運・籌商・緝私・裕課への対策は示していない、③山西は運費がかさむので短期交代制にしなければ塩商の疲弊を助長すると言うが、新章では浮費約七〇万両を削減したので利益は確保できる。損をするのは官吏と綱総（総商即ち塩商の元締め）だけである。もし歇業者が出たら運商の帰併・坐商の頂充を許し、それでも肩代わりする者がいなければ塩課を各省の運商に均分配当すればよいとして、哈芬の主張を退けている。⁶⁵

しかしながら留商改票法は哈芬ではなく戸部によつて葬られた。『清塩法志』によると、咸豐三年戸部により捐免充商例が奏定されたとある。これは現在の運商百家より資本の多寡に応じて総計二五〇〇三〇〇万両を捐輸させ、それと引き替へに以後塩商への充当を免除し、塩課は塩場より徴収するという措置であり、太平天国に対する軍事費確保を目的としつつ、綱法・票法・簽商法を全て揚棄し去るものであつた。咸豐帝は哈芬に換えて恒春を山西巡撫に任じて捐免充商を実施させ、恒春は運商孫慶余から三〇〇万両の捐銀を獲得した。⁶⁶

捐免充商法の実施により河東では咸豐四年以降塩商がなくなり、食塩は官や民（一般商人）の手により流通するようになった。山西・陝西両省では官運官銷、河南省では官運民銷が実施された。前者は州県が妥当な人物を選任し、食塩の輸送と塩課の納入を代行させるもので、塩課納付は州県の責任に帰属する。後者は河東道が妥当な委員を選任し、食塩を会興鎮ま

で輸送させ、行塩地内での民販の自由な販売を許すものである。具体的経緯については、山西巡撫恒春の奏によると、咸豐二年王慶雲らによる長商制への復帰以降も塩商の疲弊は改善されず、「長商制と短商制を繰り返しているだけではないか」との上諭を受けた結果、河東三省は一年の試行期間を経て商運から官運へ移行され、塩課は塩池にて名（一名＝一二〇引）に応じた先課後塩方式で納税させるようになったとあり、咸豐帝が河東での塩商の維持はもはや不可能であると判断した結果、戸部の捐免充商法が導入されたようである。戸部は就場徴税方式だと浮費が革除され原価が下落するので販路は必ず拡大するであろうし、行塩者と緝私者とが異なる商運より同一である官運の方がより円滑に流通するであろうとして、官運法に樂觀的見解を示している。⁶⁹

それでは、長商制復活を企図していた王慶雲は、官運法に如何に対処したのであろうか。彼は咸豐三年一月陝西巡撫に転出し、翌四年一月には恒春の後任として山西巡撫に異動しており、官運を現地で実行しなければならぬ立場にあった。まず四年閏七月の上奏で、彼は「晋省は鉅富の家も塩に困りて消耗したるを以て、相率いて贖して捐免を声すれば、則ち接辦自ずから其の人に難し。……現試辦の始めに在り、本少なく課多ければ、暫く先塩後課し以て転運に資するを請わざるを得ず」と述べ、陝西の商力疲弊を勘案してとりあえず納課方法を暫く先塩後課にして欲しいと願ひ出た。⁷⁰次に山西巡撫転任後の五年正月の上奏で、彼は正面から官運法に反論する。即ち彼は「官運官銷の困難なる事は以前に上奏したが、現在戸部の案が試行されているので、私はなんとか便法を模索している。しかし運本が欠乏しており、布政司庫の三万兩以外に資金は工面できない。それ故州県にも分担させざるを得ないが、州県にも資金は無い。また私は当初厳しく緝私を行えば官塩の販路は拡大すると考えていたが、陝西では塩政崩壊以後私塩が定着しており、都市部なら無理やり官塩を売ることでもできようが、村鎮では絶対に売れない。そこで滞銷賠課を恐れる州県は、勢い里甲や地丁を単位に官塩を押しつける按里給塩や計糧授塩を行うであろう。先人が言うように、官運の塩は、売れなければ官を病ましめ、売れば民を病ましめるのである」と述べ、官運官銷は国家にとつても人民にとつても弊害が多いと主張する。そして彼は、乾隆五七年の河東三省での課帰地丁により官民が相安んじたこと、嘉慶一七年には四川総督常明が課帰地丁を請願したことなどを引き合いに出して、塩課帰丁・民運民銷を提案する。更に彼は布政使司徒照・塩法道麟泰による課帰地丁実施要領六箇条も開陳している。⁷¹しかしこの奏摺が書かれる直前の咸豐四年一二月、中央政府は既に王慶雲の提案通り陝西での塩課帰丁の実施を決定していた。⁷²

ところが山西巡撫就任後、彼は官運法に同調するようになる。地丁が虧欠無く完納されている陝西では課歸地丁を認めた戸部も、山西・河南兩省では歸丁に転換するか就場徵課を続けるか判断できず、兩省巡撫に調査を命じた。そこで王慶雲は咸豐五年三月の奏にて「陝西は塩斤の充溢に患っているが、山西は塩価の高騰に苦しんでいる」と指摘し、陝西で売れ残っている官塩三百余名を山西で売って、陝西塩課一六万余兩の内不足分四万余兩を補うとともに、河東では就場收税が最善で課歸地丁が次善の策だが、正賦の輸納さえ滞っている山西では歸丁もまた困難であると回答している。⁷³

陝西と山西とは事情が異なるとは言え、彼が一月初まで推進していた課歸地丁を唱えず、反対に陝西での塩課の不足を山西から補填させているのは理解に苦しむ。また彼は、就場收税を最善、塩課歸丁を次善としつつ、官運官銷・民銷が現実的方法であると述べているが、恒春の試案では就場收税と官運とは同一の政策だったはずである。王慶雲は何故兩者を分けて捉えているのだろうか。

そもそも官運官銷とは政府が自ら官塩を行塩地まで輸送し販売することであり、専売税は小売価格に上乗せすればよい（官運民銷であれば卸売価格に転嫁すればよい）のであり、塩場で税を徴収する必要は全くない。にもかかわらず官運と就場收税とが組み合わされているのは、実際に官が費用を自辦することが困難なため、商人（運夥）を招いて代運させていたからである。⁷⁴従って官運とは名ばかりで、現実には官民並運だったのである。恐らく咸豐六年頃から、王慶雲にもようやく官運の実態が見えてきたのであろう。

六年五月王慶雲は「河南省は官運民銷でありながら実際には民運を併用しており、全く問題は起きていないから、官民並運を続けるべきである」と報告している。一方、同年四月に陝西巡撫吳振械は、課歸地丁が行き詰まっており、特に糧多課重の蒲城・富平・臨潼・渭南などではほとんど塩課が集まらないと訴え、陝西の塩課も河南に倣って官民並運に移行したいと申請した。咸豐帝は王慶雲に対し、吳振械と商議して改革せよとの上諭を下した。そこで彼は吳振械と諮り、課歸地丁を廃して官民並運に変更するよう上申している。官民並運はもはや後戻りできない時代の趨勢であり、留商改票法や課歸地丁により河東塩政を救済しようとした王慶雲も、最後にはこの流れに沿って塩務を遂行せざるを得なくなったのである。因みに同治十一年（一八七二）河南・陝西兩省では、三分の一を官運に、三分の二を民運に分け、民運は民販が行い、官運は各州県が人物を調査した上で任命した運夥が販運を代行している。⁷⁵

以上のように、河東塩政は道光末まで長商制と短商制とを繰り返していたが、咸豐三年王慶雲により留商改票法が施行され、従来の綱法に加え淮北などで成果を上げていた票法が取り入れられた。しかし同年太平天国に対する軍費調達の一環として戸部は捐免充商を断行し、捐輸と引き替えに塩商への充当を永遠に免除したことにより、綱法への復帰はもはや不可能となった。翌四年より商運に代わって官運が実施されたが、王慶雲は資金不足などの点から成功を危ぶみ、陝西を官運から課帰地丁へ変更した。しかし課帰地丁は成果を収めず、また官運が実際には官民並運であり、官運自体も州県が運夥と呼ばれる商人に委託していることを認識した王慶雲は、咸豐六年には官民並運に賛同し、河東塩政を巡る熾烈な論争は終焉した。

官民並運の施行以後、河東塩政は清末まで大きな変化を見せず、事実上の民運民銷により安定する。僅かに光緒二〇年（一八九四）、山西巡撫張煦の提起により、兩淮に倣い陝西・河南行塩地で督銷法が試行され、商販が赴かない地域に国家資金を投下して（陝西二万両・河南四万両）塩商を招いたが、光緒二二年には官民並運に戻されている。⁽⁷⁹⁾ また光緒二七年には山西行塩地を正式に官民並運に移行している。⁽⁸⁰⁾ これにより民運民銷は七二州県（晋岸三一州県・陝岸一五州県・豫岸二六州県）、官運官銷は一六州県（晋岸三県・陝岸七県・豫岸六県）、官運民銷は二二州県（晋岸一〇州県・陝岸一二州県）となり、大半が民運民銷地域に帰属するようになった。⁽⁸¹⁾

民運や運夥による代運で河東塩政が抜本的に改善されたのか否かは明らかではない。しかし少なくとも乾隆期より続いた国家と商人との確執は止んだ。私塩が充溢している中で、高い専売税を含んだ官塩が流通する見込みは全くないが、それでも民販や運夥が継続して塩を販運したことから、塩課はかなり低めに設定されていたものと推測される。⁽⁸²⁾ 光緒中期には督銷局を設置して官塩を積極的に流通させようという政策も試行されたが、すぐに挫折した。官民並運とは国家が塩政から事実上撤退することを意味していると考えられる。

おわりに

清代の河東塩政は、山西省中南部・陝西省中部・河南省西部を行塩地とし、当初は綱法（長商制）が施行されていたが、塩課と較べて塩商の利益は薄く、充当者は少なかつた。そこで乾隆中期以降国家は富戸充商や簽商制を導入したが、塩商の

没落に歯止めはかからず、乾隆五七年には課婦地丁が実施された。だがこれも成功を収めず、嘉慶一二年には綱法に復帰した。その後長商制の崩壊によって道光二四年簽商制が再度試行されたが、弊害が多く、咸豐三年には留商改票法が施行されたものの、同年戸部が捐免充商を行ったため、翌年より山西・陝西は官運官銷に、河南は官運民銷に転換された。

官運民銷は光緒初の四川でも総督丁宝楨により導入されているが、四川の場合官運資金として銀五〇万両を準備し、周到な計画を立ててこれを成功に導いたのに対し、河東の場合運本の手当てはほとんどなく、民販や運夥に輸送や販売を委ねていた。即ち官運とは名ばかりで実際には官民並運であり、その大半が民運民銷であった。

兩淮や四川などと較べると河東塩政に対する清朝の関心は低く、山陝商人も地元河東で塩流通に従事しようとはしなかった。華北西部は生産力が低く、また蒙古塩が日常的に浸透していたため、専売利益がほとんど期待できなかったからである。官民並運の名の下に国家がこの地域での塩課徴収を事実上放棄した時、初めて塩政問題は収束したのである。

註

- (1) 徽州商人に関する包括的研究としては、藤井宏「新安商人の研究(一)」「(四)」「『東洋学報』三六卷一〜四号、一九五三〜五四号、が最も有名である。
- (2) 華北西部の差徭とその改革については、拙稿「清末山西の差徭改革」名古屋大学『東洋史研究報告』一九号、一九九五年、を参照。
- (3) 佐伯富「清代における山西商人」『史林』六〇卷一号、一九七七年(佐伯『中国史研究』第三、同朋舎、一九七七年)。
- (4) 陳鋒『清代塩政与塩税』中州古籍出版社、一九八八年、二四三頁。
- (5) 兩淮塩政改革の経緯については、佐伯富『清代塩政の研究』東洋史研究会、一九五六年(佐伯『中国塩政史の研究』法律文化社、一九八七年)、を参照。
- (6) 拙稿「清代後期四川における塩政再建政策」名古屋大学『東洋史研究報告』二三号、一九九九年。
- (7) 前掲佐伯『清代塩政の研究』九頁。
- (8) 岩井茂樹「中国専制国家と財政」『中世史講座』第六卷、学生社、一九九二年、二七七〜二七八頁。推計値は岩井論文の表1・表3a・表3bに基づいて

算出した。

(9) 光緒『大清會典事例』卷二二四、塩法、河東。但し吉州は山西省の直隸州ではなく、平陽府屬の散州である。

(10) 同右

(康熙)五十二年題准。……山西太原・汾州・遼・沁等府州。食本地煎塩。陝西鳳翔府。食花馬池塩。

但し、乾隆『汾陽県志』卷三、賦税、塩税、によれば、既に順治一三年(一六五六)にはこれらの措置は部議を経てゐる。おそらく清初よりこれらの地域では解塩を食さず、塩課のみを納めていたのであろう。

(11) 同右

(雍正)八年題准。陝西長武県。向銷河東之引。而食花馬池塩。既称民便。即照鳳翔之例。改食池塩。

(12) 道光『繁峙県志』卷二、田賦。

(13) 一例のみ挙げる。乾隆『平定州志』卷五、食貨、塩法

州県境不産塩。所食出太原・徐溝等地。無商人傾引銷運。塩聽民自買。引則州県領自運司課銀。名曰塩税。亦州県徵收。徵税之法。都鄙里甲。各有定数。大約按丁分派。永為定額。歴無改変。

(14) 光緒『孟県志』卷九、賦役、塩法。

(15) 光緒『寿陽県志』卷三、賦役、塩課

寿陽例食徐溝等地土塩。……前係招商領銷。雍正四年。無商經承。署県趙尚友詳定民運民銷。按丁納税。

(16) 乾隆『汾陽県志』卷三、賦税、塩税。

(17) 雍正『遼州志』卷三、田賦、塩法。

(18) 民国『和順県志』卷五、賦役、塩政。

(19) 同治『榆次県志』卷六、田賦、塩法。

(20) 乾隆『汾陽県志』卷三、賦税、塩税。

(21) 乾隆『武郷県志』卷二、貢賦、塩法。里役を「塩商」に公拳したと言っても、勿論實際に土塩の流通を担わせるのが目的ではなく、塩税を負擔させるためであった。

(22) 『清塩法志』卷七八、河東五、運銷門、商運

按河東塩務。自順治四年。御史朱鼎延。始以招商分引為請。……至十年。奉有塩課不許派及戶口之旨。御史劉秉政・運使陳詰。極力招商。……惟是河東商小力微。或一家而有數十錠。或一家而止有數錠。封課領引。勢不得不資小販。以供運充。……自乾隆二十・二十一等年。連遭水祲。商人紛紛告退。投認無人。

(23) 同右

乾隆二十五年。塩政薩哈岱奏明。在晋省太原・汾陽・平陽等府屬。率報富戶充當。人始視為畏途矣。

但し既に民運民銷に移行している太原・汾陽で何故富戶を率報させ充商したのか不明。

(24) 同右

乾隆四十一年覆准。……巡撫巴延三・塩政瑞齡等奏言。現在各商。多有承充年久者。向來雖有准其更換之例。並未定有年分。原欲杜規避之端。但聞時既久。疲乏日多。而晋省股實之戶。一聞募商之信。人人視為畏途。每致退縮不前。……嗣後招充塩商。亦以五年為更換之期。令現充各商。照依向例。先期自行率報股實富戶。到臣瑞齡衙門。咨明撫臣。行查各府州縣詳覈。果係股實之人。取具印甘各結。移咨存案。俟應換之時。查其五年內引課無虧者。許令更換。

(25) 同右

乾隆四十七年議准。河東商人。原定五年更換。近因富戶趨避充商。情偽百出。且塩務頭緒紛紜。富戶初廣其事。首尾茫然。所有五年更換之例。即行停止。先就現商中。挾其股實者。定為長商。疲乏者。令其停業。

(26) 同右、「塩政農起奏言」。

(27) 蔣兆奎『課帛地丁全案』卷一「陞任江南總督書麟在京奏稿」。

(28) 同右、卷一「巡撫馮光熊在京奏稿」。

(29) 同右、卷一「奉上諭甘肅布政司蔣兆奎調補山西布政司辦理塩務」。

(30) 同右、卷一「奉上諭前司鄭源璣奏塩課改帛地丁与民食未便」。

(31) 同右、卷一「奉上諭調任藩司蔣兆奎不必來京抄寄河東道和明奏片」。

(32) 同右、卷一「巡撫馮光熊率同藩司蔣兆奎酌議課帛地丁奏」。

(33) 同右、卷一「大學士九卿議奏河南酌增課銀緣由」。

(34) 同右、卷一「奏准河南咨覆酌議增課銀緣由」。

(35) 同右、卷二「覆奏山西陝西河南三省酌攤鹽課緣由」、「大學士九卿議奏攤徵鹽課緣由」。

(36) 同右、卷二「曉諭商民一體販運告示」。

(37) 同右、卷二「三省會奏善後章程」。

(38) 『增修河東塩法備覽』卷三下、課額、課項源流、光緒『大清會典事例』卷二二四、塩法、河東。

(39) 同右、花馬池

(乾隆) 五十八年奏准。……延安等五府州屬。因不食河東池塩。未經議及。今河東業已裁改。該五府州屬引課奏銷。未便仍循其旧。將應徵塩課。一併改棉地丁攤徵。

なお、五府州とは延安府・漢中府・鄜州直隸州・綏德直隸州（清澗県のみ）及び康熙五三年に轉換した鳳翔府を指す。

(40) 『清塩法志』卷七八、河東五、運銷門、商運。

(41) 同右、三月山西巡撫同興奏言

昨拋倭什布奏。……迨將河東塩課。改棉地丁。聽民間自行販運。遂無一定口岸。蒙古塩斤。因此侵越內地。晉省池塩。不能在本地售完。遂有私越豫省・楚省。侵及淮塩各口岸。……現特派英和・初彭齡。赴甘省查辦事件。路經晉省。令與同興會晤熟商。著傳諭同興。一而詳查旧案。体察地方情形。俟英和・初彭齡到晉。將如何籌辦。或仍改棉商運之處。會商妥議奏明。候旨施行。……臣已与兩司・河東道籌計。審思此時若不將池塩。仍棉商運。終不足以杜私販之源。……今欲仍復商運。必須商力民情。兩得其便。

(42) 同右、又欽差英和・初彭齡・山西巡撫同興等會奏

体察現在情形。非禁水運。不能限制口塩。非設官商。不能杜絕私販。引界面清。庶免侵越。……第簽商既恐不公。而招商亦須慎選。……三月二十
六日。奉上諭。……此時若仍議簽商。易致流弊。自不若招商較為妥善。其應如何改設章程。斟酌妥善之處。著同興。会同陝西・河南巡撫。定議奏
聞。候朕降旨。

(43) 同右、又同興奏言

第恐小民難於慮。始祇知從前受累為實。而疑此後不累為虛。仍復意存觀望。……現擬先從乾隆五十七年旧商中之家道殷實者。令其互保復充。其有

家已中落無人互保者。是為之商。即令已復之旧商。保舉新商。承充更換。如所舉不實。仍保商是問。

(44) 同右、同興奏言に付された五月一七日付けの上諭。

(45) 同右、嗣於十二年巡撫兼塩政成齡奏言。

(46) 『增修河東塩法備覽』卷三下、課額、復商過程

本年十一月。山西巡撫成齡覆奏。河東吉蘭泰塩務。分別招商。各辦引地。並現在兩處運商。均已招認足數。

(47) 『清史稿』卷一三三、食貨四、塩法

(嘉慶) 十四年。……專戶部侍郎英和同山西・陝甘督撫會奏。潞塩賠累。緣以賤價定為常額。請照乾隆十年以前例。按本科價。

光緒『大清會典事例』卷二二四、塩法、河東

又覆准。晉省商人賠累。實緣原議以賤價定為長額。請照乾隆十年成例。令該商等。按收塩豐歉。成本重輕。自定完價。仍令該撫等。將各處售完塩斤實價。按月造冊報部。俟試行一年。再行酌中定價。

(嘉慶) 十五年奏准。山西・河南・陝西三省。自嘉慶十五年為始。照乾隆五十五年以前原價。每斤加銀五釐二毫。作為河東定價。

(48) 『清塩法志』卷七八、河東五、運商門、商運、の前言部分。

(49) 同右、嘉慶二十四年覆准。

(50) 『宣宗實錄』道光元年八月己丑、論軍機大臣等

御史梁中靖奏。請河東塩課。仍歸地丁輸納一摺。……今該御史復以改歸地丁為請。國家定制。期於永遠可行。此在立法之始。通盤籌畫。計及万全。晉省塩務。三十年來。屢更其制。究竟歸商歸民。何者為便。著成格。督同藩司葉世倬。詳悉確查。

(51) 同右、道光元年九月壬申、論軍機大臣等

成格等奏。……籌議河東塩務。並查明歷次更改章程一摺。解塩行銷晉省。及河南・陝西引地。乾隆五十七年。改歸地丁徵課。嗣因潞塩侵灌鄰界。嘉慶十一年。復改還商運。今又議課歸地丁。在晉省原屬甚利。而接壤之兩淮。長蘆引地。均受私塩充斥之累。亦難免顧此失彼。上年該省甬將塩法奏准調劑。商民相安。此時自不便輕易更張。著仍照現行章程辦理可也。

(52) 『清塩法志』卷七八、河東五、運商門、商運、道光九年奏准

巡撫兼塩政徐圻疏言。竊查河南撫臣楊國楨。以潞塩自改歸民運後。價值增昂。奏請於河南・汝州・南陽三府州。各設分廠一處。將各該屬每年額銷

(53) 同右
 塩斤。運廠發售。並請將商銷原価。毎斤各加制錢二文。俾得貼補。經部議准行。

並拋商人王恒泰……等。來省環跪懇求。以近年改為商運民銷之後。勉力支持。応交課項並河工經費。毎年共銀七十餘万兩。年清年款。不致絲毫拖欠。今若另行添設數廠分售。是仍令商運商銷。強以力之所不能。必致貽誤。課運所關非細。商等俱有身家。祇有懇請告退。

(54) 『清史稿』卷一三三、食貨四、塩法

河東塩向侵淮岸。至道光十一年。淮北改票。反灌河東。而商力益困。

(55) 『清塩法志』卷七八、河東五、運商門、商運、道光二十四年奏准

巡撫梁尊涵奏言。……自道光十一年。塩池被水。塩価増昂。銀価漸長。百姓多畏縮不前。……此等疲乏之商。勢不能不准其告退。又慮無人承充。致誤課項。不能不令報股戸接充。而股戸畏累。往往經年累月。屢提不到。其伝到者。又復多方規避。百計推諉。不肯具結認充。……當飭河東道。確查各商。如果力難承充。准令告退。又恐所舉之商。畏葸不前。飭令先行試辦三年。情願認充。再行咨部更名。作為正商。或力未逮。即令率新商接充。

なお、道光十一年より長商制が破綻した最大の理由は、被水や銀貴ではなく、淮北粟塩の侵入であつたと思われる。

(56) 光緒『祁県志』卷四、物産、塩法

祁県塩稅銀。……嘉慶間。已丁池各半分納。至道光二十六年。丁池因課成訟。控府断給。塩稅乃掃丁一半。掃池一半。……著為定規。

(57) 嘉慶『扶風県志』卷四、賦役

嘉慶間。亦曾招商請引。禁私平餉。期暢銷於額引之外。終以齟齬而罷。自今民間自買自食。代輸額課。其以為便。

(58) 道光『沂陽県志』卷四、田賦、雜稅。

(59) 光緒『洋泉志』卷三、田賦、光緒『河泉志』卷二、賦役、稅課、道光『留壩庁志』卷六、田賦、稅課、など。なおこの時陝西布政使方維甸も漢中の課掃地丁への復掃に尽力した。『皇朝經世文編』卷四九、塩課上、方維甸「請改漢中塩課掃地丁疏」・「再請漢中塩課掃地丁疏」。

(60) 嘉慶『統輿安府志』卷二、食貨、塩課、道光『石泉県志』卷二、田賦、塩課、咸豐『安康県志』卷一、食貨、など。

(61) 盛康『皇朝經世文統編』卷五三、戸政、塩課四、兆那蘇圖「酌議變通河東塩務章程疏」(道光三十年)

自定三年試辦。迄今甫及六載。已更八十餘商。緣富戸於塩務本非素習。充商之始。諸務茫然。全憑商夥經理。所用商夥。衷心實力者少。非辦理不

善。即浮冒侵漁。而本商亦以試辦三年。為期甚暫。一切苟且從事。不復認真經營。……且強令富戶。以有限之家資。補無窮之商累。亦非政体所宜。……臣体察近今情勢。以復長商為第一要著。

なお、兆那蘇図の河東塩務章程は同年二月咸豐帝により裁可された。『文宗実録』道光三〇年二月丁卯、戸部議覆。

(62) 『王文勤公奏稿』卷四、戸部存稿、「奉差河東恭報到晋日期並擬赴運城籌辦塩務摺」咸豐二年正月二日。

(63) 同右、「通籌河東塩務章程摺」咸豐二年二月二日

臣等会晤以来。無日不公同商酌。輕塩本。必先定池備。革浮費。必先行票法。減運脚。必先分口岸。並將緝私之法。分离其中。而大要総在留商改票。先課後塩。庶法立無弊。而行之可久。蓋引有專商。票無定販。留商招販。必使先課後塩。而後引目雖改。不致虛懸。課項有常。無虞短絀。謹將酌定新章十四條。敬繕清單。恭呈御覽。……一。僉商之弊。宜永遠禁革也。……一。改引行票。宜責成現商。領票招販。納課掣塩也。

(64) 同右、「戸部議駁河東請仍奉新商先塩後課摺」咸豐三年六月五日。

(65) 同右、「戸部議駁河東再請奉商摺」咸豐三年八月三日。

(66) 『清塩法志』卷七八、河東五、運銷門、商運

咸豐三年。奏定捐免充商之例。大学士祁雋奏言。……臣等再四熟籌。莫若使現在運商一百余家。遵照臣部上年捐免充商原奏。准其一律捐免。所有塩課。另議就場徵收。似為保民裕國。一舉兩得之善策。……其捐免銀數。就各商籤數之多寡。家資之厚薄。按一百余家。合計多則為銀三百萬兩。少亦不下二百四五十萬兩。並足以佐目前軍餉要需。尤為事機之不可坐失者也。……嗣經巡撫恒春。遵照部議。准令運商孫慶余等一百余家。捐輸軍餉銀三百余萬兩。永免簽商。

なお、光緒『大清會典事例』卷三四、塩法、河東、によれば捐免充商を提案したのは戸部であつた。

(67) 『清塩法志』卷七九、河東六、運銷門、官民並運

咸豐四年覆准。山西・陝西兩省。官運官銷。責成各庁州県。自派妥人。領運納課。按名清交道庫。由監掣同知。編明各庁州県額定引塩票拋。給領照運。運畢後。彙繳查銷。河南省。官運民銷。責成河東道。督同監掣同知。遴委妥員。按引運至會興鎮。聽民販自行買銷。

(68) 同右

戸部議覆。巡撫恒春奏言。……咸豐二年。欽命戸部侍郎今任陝西巡撫王慶雲。前江蘇布政使聯英。会同前撫臣兆那蘇図。復行查辦。雖經大裁浮費。酌定長商。而極疲之家。無力辦運。商累仍屬難除。誠如聖諭。不過調停於長商短商之間。……查河東引塩。山陝二省。向係商運商銷。嗣後改為官

(69) 同右
運官銷。河南一省。向係商運民銷。嗣後改為官運民銷。均於塩池。按名納稅。並定先課後塩。務期無虧正額。試辦一年。如果有効。自可經久奉行。

此後塩課。就場徵收。意在不拘票販。不論官私。但使浮費盡裁。成本頓減。則銷路必広。……今擬改為官運官銷。則行塩之人。即緝私之人。所辦係切己之事。而事權又歸於一。與商人之止能行塩。而緝私則仰仗他人者。較然不同。此官運之所以愈商運也。

(70) 『王文勳公奏稿』卷五、陝西存稿、「陝省引塩籌議官運官銷摺」咸豐四年閏七月七日。

(71) 同右、「請將陝省塩帑民運課帑地丁攤徵摺」咸豐五年正月四日。

(72) 『清塩法志』卷七九、河東六、運銷門、官民並運

(咸豐四年)十二月奏准。陝省塩務。試辦官運官銷。公私窒礙。將塩課改帑地丁攤徵。聽民自運自銷。

(73) 『王文勳公奏稿』卷六、山西存稿、「籌辦河東塩務酌擬章程摺」咸豐五年三月九日。

(74) 光緒『山西通志』卷七一、塩法路下、官運

惟山西官運如故。然官非能自辦也。率招商人。為之代運。謂之運夥。則又迹累民販。而事同商運者也。凡官民皆先課後塩。其領引搭給。支掣配運之制。並与旧同。

(75) 『王文勳公奏稿』卷六、山西存稿、「豫省引塩兼行民運摺」咸豐六年五月二七日。

(76) 同右、「陝省引塩改照會興鎮章程大概情形摺」咸豐六年五月二七日。同右、「陝岸復課帑塩會議章程摺」咸豐六年八月二日。『清塩法志』卷七九、河東六、運銷門、(咸豐六年)又奏准。

(77) 同右

同治十一年奏准。豫陝額引。自改官民並運。以一成帑官。二成帑民。名為民販。至本省各州縣。有派人代辦者。名為運夥。由各該州縣查明。確係殷實良民。取具保結。以領辦的名。通報各衙門查考。……至代運之人。或有告退。必俟接替有人。新旧運夥。親身赴道。投具甘結。方准退辦。また、光緒二一年刊『絳州志』卷一二、田賦、塩法、にも

咸豐四年。運商捐免充商。山西改為官運官銷。仍先課後塩。各州縣有自領引辦者。有情人代辦者。代辦者。名曰運夥。由州縣查明殷實良民。取具保結。以領辦的名。通報各衙門查考。運夥如告退更換。必俟接替有人。新旧運夥。親身赴道。投具甘結。方准告退更換。至今因之。

とあり、州縣が運夥希望者の資金力を調査し、保証人を立てさせた上で塩運を委託し、新旧運夥交替の際には塩法道に直接届け出させていたこと、光

緒年間に至るまで代運が継続されていたことなどが確認される。

(78) 『清塩法志』巻七九、河東六、運銷門、官民並運

光緒二十年正月議准。河東塩行陝豫兩省。試辦督銷。戸部議覆。拠山西巡撫張煦疏奏。……祇可仿照兩淮督銷局辦法。仍就陝豫引岸商販所不能及之所。發給官本。募用商人。設局派員。試辦督銷。……擬在道庫雜款項下。籌借銀六万両。以二万両。作為陝運官本。四万両。作為豫運官本。先陝後豫。次第試辦。

なお督銷とは、特定商人に塩引を請け負わせ、塩課納入に責任を持たせる制度である。前註(5) 佐伯、三九一頁。

(79) 同右

光緒二十二年三月奏准。裁撤陝豫督銷。

(80) 同右

光緒二十七年八月議准。山西引地。仿照陝豫。改為官民並運。

(81) 同右、官運民運各引地附。

(82) それ故国家が少しでも塩価を上げると、たちまち官塩が売れなくなり、私塩が蔓延したようである。例えば陝西省西安府屬宣統『涇陽縣志』卷三、貢賦、塩法

(光緒二十四年) 巡撫魏光燾奏請。陝西路塩行引地方。一律加価四文。価昂塩苦。私販横溢。

乾隆以降の河東行塩地

摘要

- 省境
- - - - 行塩地範圍(山西省は土塩・池塩境を含む)
- - - - 府・直隸州境
- 土塩流通を許可した地域

